

議案第 40 号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 3 月 6 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

職員の分限及び懲戒に関する手続等について、実状に応じた規定の整備を行うとともに、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 4 項の規定に基づき、新たに職員の失職の特例を定めるため、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 11 号）及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 12 号）を改正しようとするものである。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和45年君津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「効果」の次に「並びに失職の特例」を加える。

第2条第1項中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「においては医師2名を、」に、「、医師2名」を「医師1名」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の書面の交付は、当該書面を受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を告示することをもってこれに代えることができるものとし、告示した日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

第3条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、復職した職員を復職した日以後1年以内に同一の傷病により休職するときは、任命権者は、前後の休職の期間を通算するものとする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(失職の特例)

第5条 任命権者は、法第16条第2号の規定に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失により生じたものであり、かつ、その者の情状を考慮して特に必要があると認めるときに限り、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失うものとする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和45年君津市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の書面の交付は、当該書面を受けるべき職員の所在を知ることができない場合

においては、その内容を告示することをもってこれに代えることができるものとし、告示した日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条第1項後段の規定は、施行日後に復職した職員について適用する。この場合において、当該職員の施行日前の休職の期間（施行日を含む休職の期間に係る施行日前の期間を除く。）は通算しない。